

◆大洲市立学校体育施設照明使用料条例の一部改正について

説明 使用料の発生根拠を明確にするため、条例の題名を「大洲市立学校体育施設使用料条例」と改めるとともに、使用料について、「利用する施設の校区内の団体」、「校区外の団体」、「その他」の3つの区分を設定していたものを、「市内の団体」と「その他」の2つの区分に改めることにより、市内の団体であれば校区内外を問わず、一律の金額で利用が可能となるもの。

問 この条例改正の目的は。

答 県内の他の自治体において、校区内外で利用料金を区分している例はない。また、昭和から平成にかけては市内にスポーツチーム等が多く存在していたことから、それぞれの地域の団体の利用を優先する目的で条例を定めていたものと考えているが、現在は団体数も減少しており、区域内・区域外の区別を無くしても大きな影響はないと考え、市内の団体の利用料金を一律の料金となるよう改正を図るものである。

◆専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて(大洲市家計支援給付金給付事業)

説明 本事業は、住民税非課税世帯に対して3万円並びに当該世帯の子供1人当たり2万円を給付する事業である。特に緊急を要する事業であり、議会を招集する時間的な余裕がなかったため専決処分を行ったもの。申請手続きが不要なプッシュ型の給付により、2月12日に既に非課税世帯5,377世帯、及び子供加算424人分を給付している。令和7年度繰越事業として、令和7年5月末に事業終了予定としている。なお、本事業の財源は、全額、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で賄われる。

要望 住民税非課税世帯だけでなく、母子・父子家庭なども対象として含めることも検討していただきたい。

《令和7年度大洲市一般会計予算》

◆水泳授業委託事業について

説明 市内小中学校のプールの老朽化の進行にともない、学校プールの在り方を検討する中で、令和6

年度に民間施設を活用した水泳事業の実証事業を実施したところ、一定の効果を確認できたことから、今年度実施した大洲小学校、大洲東中学校に加え、来年度は新たに肱東中学校、大洲南中学校を対象に、引き続き民間プールを活用した水泳事業を実施するものであります。

問 実証事業の評価はどうなっているか。

答 今年度の実証の結果、小学校高学年における実施は課題が見られたため、今後は中学校を中心に考えている。

問 民間委託の判断については、現場の判断を重視する方針であるのか。

答 教育委員会の考え方、学校の考え方を一致させたうえで進めたいと考えている。市としては水道料金や水質管理等の経費節減のほか、教職員の負担軽減にもつながると考えており、学校と相談しながら進めていきたい。

要望 現場の先生の意見を大事にして、十分協議のうえ進めていただきたい。

《令和7年度大洲市病院事業会計》

説明 病院事業収益は35億3,550万円で、前年度比0.6%の増とし、病院事業費用は34億9,640万9千円で、前年度比0.07%の増となる見込みである。

問 令和6年度より実施している訪問看護ステーション事業における収支の状況を教えてほしい。

答 令和7年度予算では約2,000万円の赤字の見込みである。昨年度の当初予算では、約1,900万円の収益を計上していたものに対して、今現在で2,200万円近くの収益になると見込んでおり、想定以上の利用をいただいている状況である。令和7年度予算においては、2,247万6千円の収益を予算計上しているが、一方で運営費用が昨年に比べ866万2千円上がっている。これは、主に作業療法士1名の人件費を医業費用から振り替えて計上したことや、委託業務にかかる人件費の上昇が影響していることが要因である。今後も収支として均衡のとれた状態を目指し、より多くの利用者を獲得できるよう、引き続き事業推進をしていきたい。